

愛知文教大学における障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）

施行 令和5年10月1日

1. 基本理念

愛知文教大学（以下「本学」という）は「質実有為で宗教的情操を身につけた真人の育成」を建学の精神とし、障がいの有無にかかわらず、本学に在籍する全ての学生が、人権と個性を尊重された学びの機会が得られるよう、支援を行うことを目指します。

2. 支援方針

本学では、平成28年4月1日施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の基本理念、目的、及び対応指針に基づき、以下の項目を障がい学生支援の指針とします。

① 機会の確保

障がい学生が障がいを理由に修学を断念することのないよう、修学機会の確保に努めます。

② 情報公開

在籍する学生及び本学への入学希望者に対してこの指針を周知し理解を促します。

③ 支援体制

障がい学生の支援は全ての教職員が連携し、支援体制を築きます。

④ 合理的配慮

障がい学生に対し、その障がいの内容や程度に応じて個別の必要かつ合理的配慮に基づく支援に取り組みます。

⑤ 研修・啓発

障がい学生に対する支援を通じて、学生・教職員1人ひとりが、障がいに関する理解を深め、適切な対応ができるよう研修・啓発を行います。

⑥ 学長は、本指針の目的を達成するために、規程及び相談窓口の整備を行います。

用語の定義

本指針における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 障がい学生支援

支援の必要性がある状態については、障害者基本法第1章総則第二条第1号に準ずる。

障害者基本法第1章総則第二条（定義）（抜粋）

一 障害者、身体障害、知的障害、精神障害（発達支援を含む）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害及び社会的障壁によ

り継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 合理的配慮

障害者の権利に関する条約「第二条 定義」に準ずる。

障害者の権利に関する条約 第二条（抜粋）

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(参考)

「障害者」の表記における「害」という漢字のひらがな表記については、さまざまな意見がありますが、「害」という漢字からのイメージの悪さから「障がい者」と表す自治体などが増加しています。

本学では、今後法令、条例、規則に掲げるもの以外の表記についてはひらがな表記とします。